

後発医薬品モ二夕一薬局等調査結果報告書

平成24年11月

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

目 次

I	調査の概要	1 P
II	調査結果	2 P
	1. 【モニター薬局】	2 P
	2. 【医薬品卸売販売業】	15 P
III	まとめ	22 P
IV	調査票様式	25 P
V	栃木県後発医薬品安心使用促進協議会委員	31 P

「後発医薬品モニター薬局等調査」結果

平成24年11月
栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

I 調査の概要

1. 目的

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会の事業の一環として、県内の後発医薬品の使用状況の推移や後発医薬品の調剤に係る意識変化などについて把握することにより、今後の対応策検討の資料等とする。

2. 実施方法

- (1) 県内の薬局からモニター薬局を選定し、年度1回程度、後発医薬品の調剤等に係る調査を実施する。(選定にあたっては、県内各地から、処方せん取扱い量が比較的多い薬局、地域の基幹病院近辺の薬局及びその他の診療所近辺の薬局等からバランスを勘案して選定する)
- (2) モニター薬局数：県内20薬局
 - ・宇都宮市(5薬局) ・県西地区(2薬局) ・県東地区(2薬局)
 - ・県南地区(5薬局) ・県北地区(3薬局) ・安足地区(3薬局)
- (3) また、県内医薬品卸売販売業5社における医療用医薬品及び後発医薬品の取扱い金額等についても調査する。

3. 調査内容

- (1) 各モニター薬局について、年度1回、1週間程度における、全調剤数に対する後発医薬品の調剤の割合や、後発医薬品の調剤に係る取組み意識等について、別添調査票により調査する。
- (2) また、医薬品卸売販売業者5社における医療用医薬品の取扱い金額及び、そのうちの後発医薬品の取扱い金額(前年度計及び当該年度4月～7月計)等について調査する。
- (3) 回答期限：平成24年8月31日

Ⅱ 調査結果

1. 【モニター薬局調査結果（県内20薬局）】

返送された20施設(回答率100%)について集計するとともに、平成23年度に実施したモニター薬局調査結果との比較分析を行った。

問1-1 取り扱い処方せん枚数

平成24年7月23日～7月28日の間にモニター薬局（20薬局）で取り扱った処方せんの総数と、その内訳について取りまとめた。（n=20）

①：すべての取扱い処方せん（①=②+⑥）	9777枚
②：①のうち後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に1品目でも記載（「レ」又は「×」）がない処方せん	7727枚 ②/①×100=(79.0%)
③：②のうち、処方せんに記載されたすべての先発医薬品について後発医薬品がない等、後発医薬品に変更できなかった処方せん	1892枚
④：①のうち、後発医薬品への変更が可能な処方せん（④=②-③）	5835枚 ④/①×100=(59.7%)
⑤：④のうち、1品目でも後発医薬品に変更した処方せん	1907枚 ⑤/④×100=(32.7%)
⑥：①のうち、 <u>全品目</u> に後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に記載（「レ」又は「×」）がある処方せん	2050枚 ⑥/①×100=(21.0%)

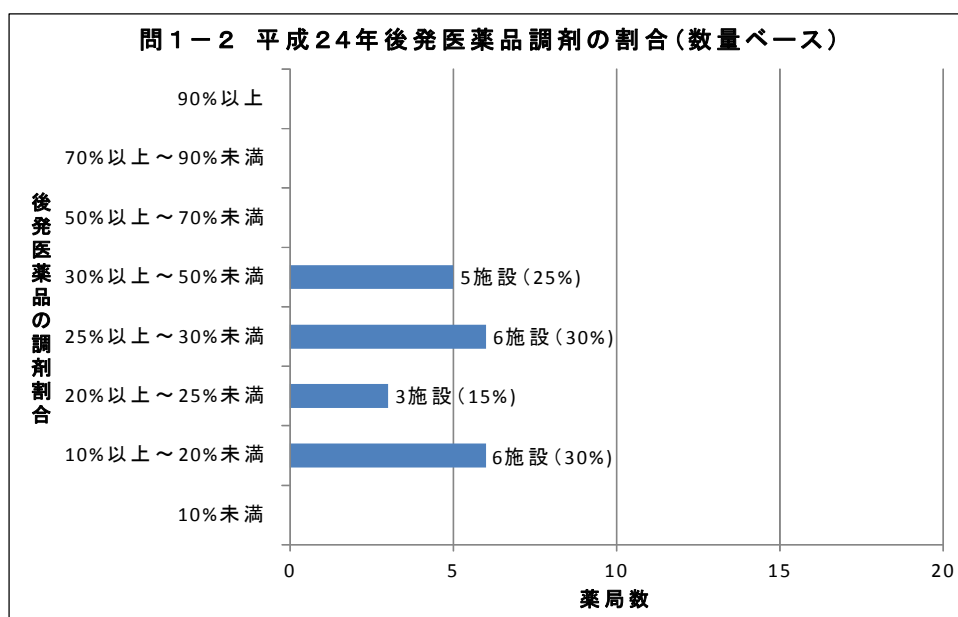
(平成 24 年度モニター調査)	(n = 20)
○すべての取扱い処方せん (9,777 枚) のうち、変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数(④)は、5,835 枚(全体の 59.7%)であり、そのうち 1 品目でも後発医薬品に変更した処方せん枚数(⑤)は 1,907 枚で、変更可能な処方せんの <u>32.7%</u> であった。	
○すべての品目が「変更不可」とされていない処方せんは、7,727 枚(全体の 79.0%)であり、そのうち後発医薬品への変更が可能な処方せんは 5,835 枚(全体の 59.7%)であった。	

(平成 23 年度モニター調査)	(n = 20)
○すべての取扱い処方せん (9,539 枚) のうち、変更不可欄に処方医の署名がなく、かつ変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数(④)は、4,430 枚(全体の 46.4%)であり、そのうち 1 品目でも後発医薬品に変更した処方せん枚数(⑤)は 1,003 枚で、変更可能な処方せんの <u>22.6%</u> であった。	
○変更不可欄に処方医の署名がない処方せんは、6,933 枚(全体の 72.7%)であり、そのうち後発医薬品への変更が可能な処方せんは 4,430 枚(全体の 46.4%)であった。	

問 1 - 1 【後発医薬品への変更調剤の推移 (H21→H22→H23→H24)】	
○変更可能な処方せんのうち 1 品目でも後発医薬品に変更した割合は、(H21→H22→H23→H24) で (11.4%→30.8%→22.6%→32.7%) となっており、後発医薬品への変更調剤が増加している傾向が見られた。	
○すべての品目が「変更不可」とされていない処方せんの割合は、(H22→H23→H24) で (69.6%→72.7%→79.0%) となっており、医療機関においても後発医薬品への変更を可とする傾向が増加している傾向が見られた。	

問 1 - 2

後発医薬品の調剤の割合(数量ベース)(平成 24 年 7 月 23 日～7 月 28 日の間)(n = 20)



(平成 24 年度モニター調査)

(n = 20)

○数量ベースでの後発医薬品調剤の割合では、調剤率 20%以上～30%未満の薬局が 9 施設(45%)で最も多く、30%台の薬局も 5 施設(25%)であった。また、10%以上～20%未満の薬局は 6 施設(30%)であった。

(平成 23 年度モニター調査)

(n = 20)

○数量ベースでの後発医薬品調剤の割合では、調剤率 20%以上～30%未満の薬局が 9 施設(45%)で最も多く、30%台の薬局も 2 施設(10%)であった。また、10%以上～20%未満の薬局は 8 施設(45%)、10%未満は 1 施設(5%)であった。

問 1 - 2 【後発医薬品の調剤割合(数量ベース)の推移(H23→H24)】

○H24 も H23 と同様に 20%以上～30%未満の施設が全体の 45%を占めていたが、H24 では 30%以上の施設が 3 施設増加した。
調剤割合 10%未満の施設を見ると、H23 の 1 施設に対し、H24 が 0 施設であり、後発医薬品の調剤割合の底上げ傾向が見られた。
また、全体の調剤割合(数量ベース)は 24.8%であり、H23 の 23.0%より増加していた。

【H24 モニター調査の後発医薬品の調剤割合(数量ベース)の実数について】

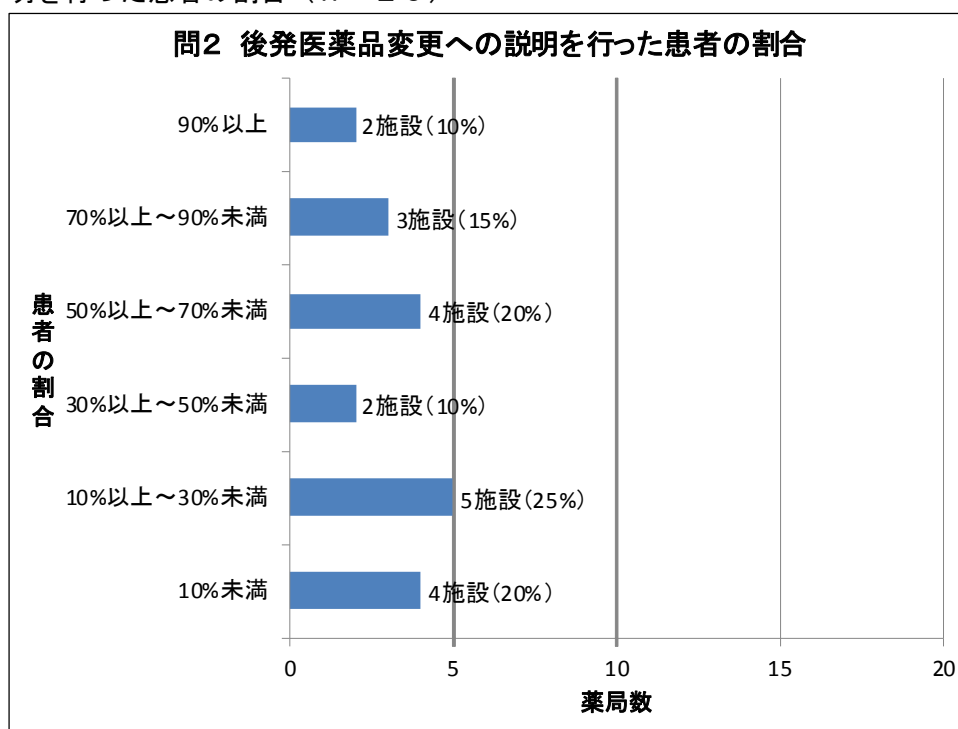
※各モニター薬局から、調剤割合の根拠となる数量を別途確認し合計した。

結果：①後発医薬品調剤数量(316, 213), ②全調剤数量(1, 272, 546)

①後発医薬品調剤数量÷②全調剤数量×100=24.8(%)

となり、厚生労働省が発表した H23.4～H24.3 の間における栃木県の後発医薬品調剤割合(23.7%)と近い数値であった。

問2 後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品について説明を行った患者の割合（n = 20）



(平成24年度モニター調査)

(n = 20)

○後発医薬品変更の説明を行った患者の割合は、10%以上30%未満が5施設(25%)と最も多いものの、50%以上の患者に説明を行った薬局が9施設で全体の45%を占めていた。
 なお、説明を行った患者が10%未満の薬局は4施設(20%)であった。

(平成23年度モニター調査)

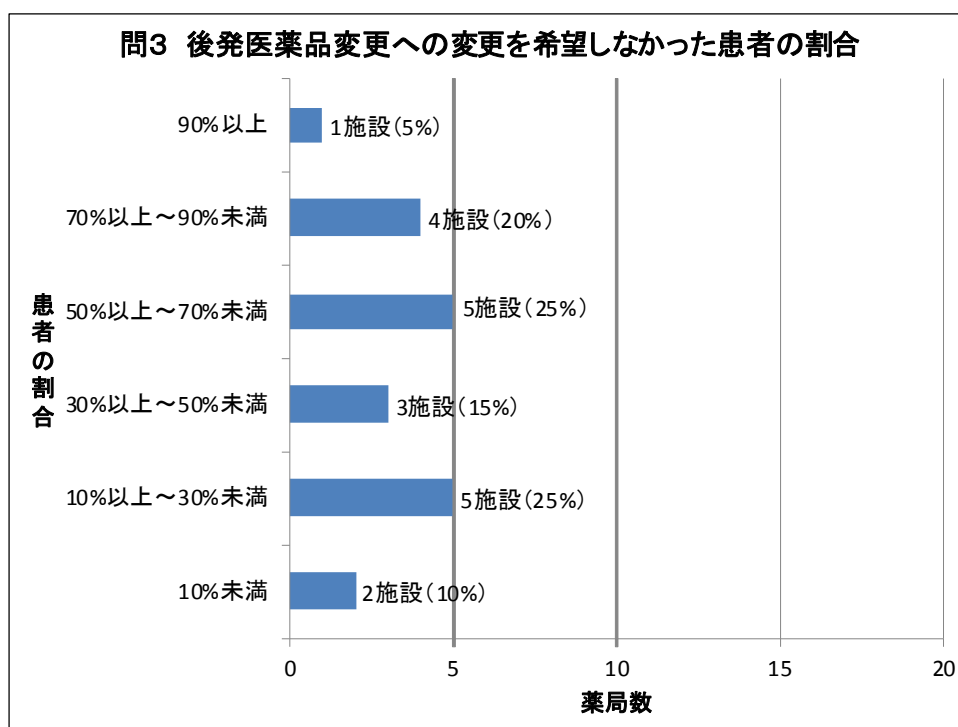
(n = 20)

○後発医薬品変更の説明を行った患者の割合は、10%以上30%未満及び30%以上～50%未満が5施設(25%)と最も多く、50%以上の患者に説明を行った薬局が8施設で全体の40%を占めている。
 なお、説明を行った患者が10%未満の薬局は2施設(10%)であった。

問2【後発医薬品変更に係る患者説明の割合の推移(H23→H24)】

○患者説明の割合は、50%以上の患者に説明した薬局は、H23は40%であったのに対し、H24は45%とやや増加した。しかし、10%未満の施設が2施設増加しており、薬局間で対応が異なる傾向が見られた。

問3 後発医薬品の説明を行った患者のうち、後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合（n = 20）



(平成 24 年度モニター調査)

(n = 20)

○後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合は、50%未満の薬局が 10 施設 (50%)、50%以上～70%未満の薬局が 5 施設 (25%)、70%以上～90%未満の薬局が 4 施設 (20%)、90%以上の患者が変更を希望しなかった薬局は 1 施設 (5%)であった。

(平成 23 年度モニター調査)

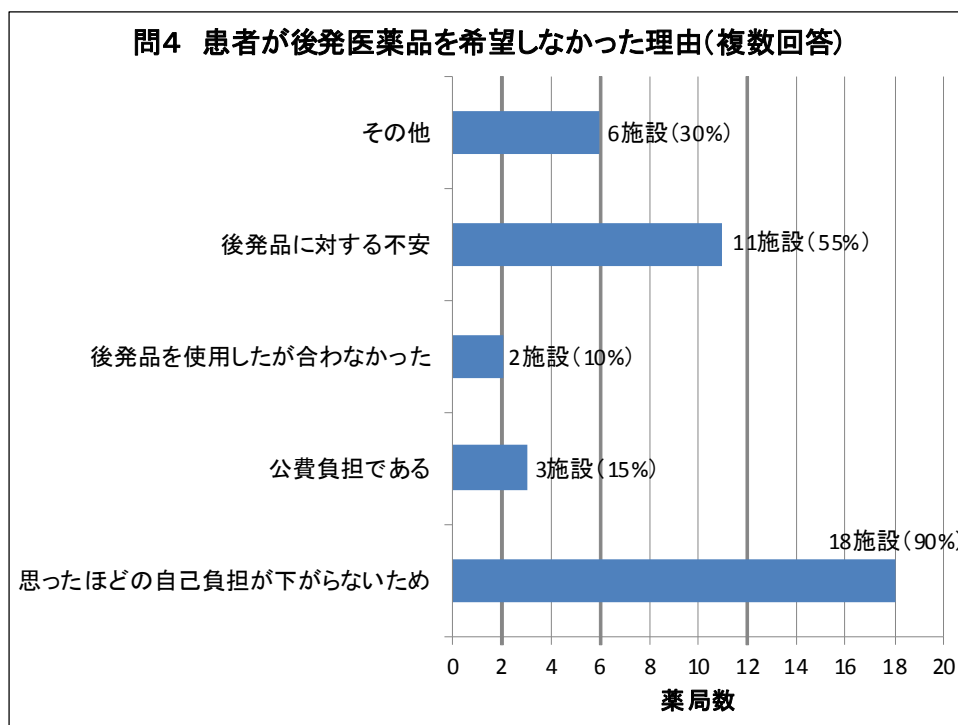
(n = 19)

○後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合が 50%未満の薬局が 8 施設 (42%)、50%以上～70%未満の薬局が 7 施設 (36.8%)、70%以上～90%未満の薬局が 1 施設 (5%)、90%の患者が変更を希望しなかった薬局は 3 施設 (16%)であった。

問3 【後発医薬品への変更を希望しなかった患者割合の推移(H23→H24)】

○後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合は、H23 に比べ 50%未満が 2 施設増加し、90%以上が 2 施設減少しており、減少している傾向が見られた。

問4 後発医薬品の説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由（複数回答）（n = 20）



（その他：医師が記載した処方薬がよい、現在の薬で満足している）

（平成 24 年度モニター調査） （複数回答）（n = 20）
 ○患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由では、思ったほど自己負担が下がらない（18 施設, 90%）や後発医薬品に対する不安（11 施設, 55%）が多かった。

（平成 23 年度モニター調査） （複数回答）（n = 20）
 ○患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由では、思ったほど自己負担が下がらない（17 施設, 85%）や後発医薬品に対する不安（8 施設, 40%）が多かった。

問4 【患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由の推移(H23→H24)】
 ○患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由については、H23 と同様に、思ったほど自己負担が下がらないことや後発医薬品に対する不安が多い傾向が見られた。

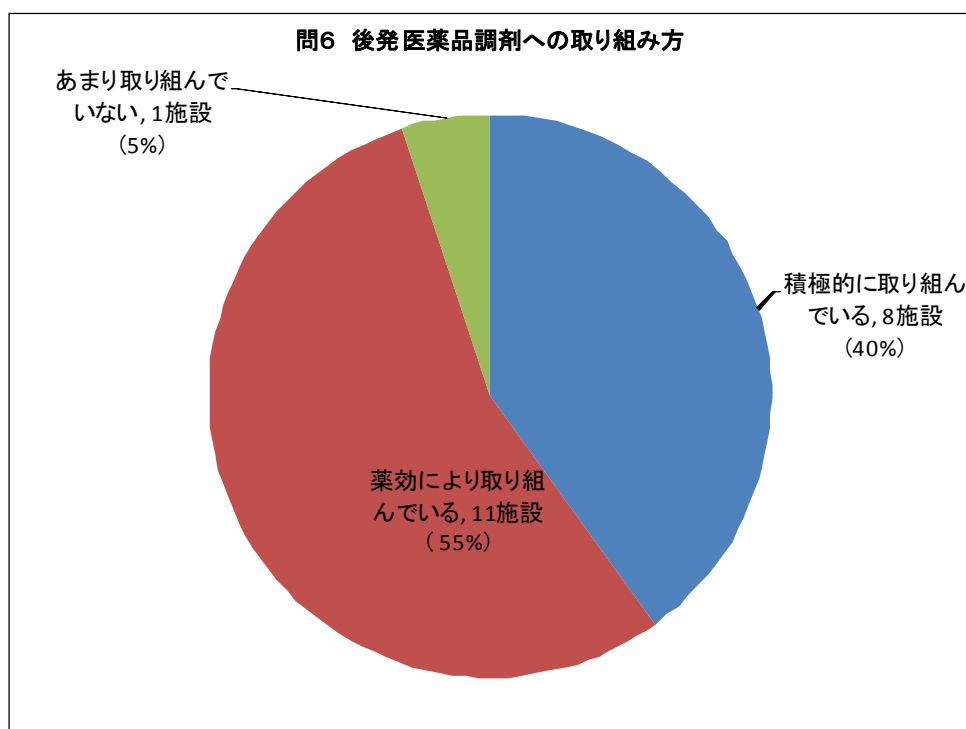
問5 後発医薬品の備蓄状況

(平成24年度モニター調査)	(n=20)
① 備蓄している医薬品数の合計：平均1,134品目	
② ①のうち後発医薬品数の合計：平均 202品目 (17.8%)	

(平成23年度モニター調査)	(n=20)
① 備蓄している医薬品数の合計：平均1,161品目	
② ①のうち後発医薬品数の合計：平均 176品目 (15.2%)	

問5【後発医薬品の備蓄状況の推移(H23→H24)】
○全備蓄医薬品に対する後発医薬品の備蓄割合は(H23→H24)で(15.2%→17.8%)であり、増加が見られた。

問6 後発医薬品の調剤をどう考えているか(取組み方) (n=20)



(平成24年度モニター調査)

(n=20)

○積極的に取り組んでいる薬局と薬効により積極的に取り組んでいる薬局を合わせて19施設(95%)で、あまり積極的に取り組んでいない薬局1施設(5%)を大きく上回った。

(平成23年度モニター調査)

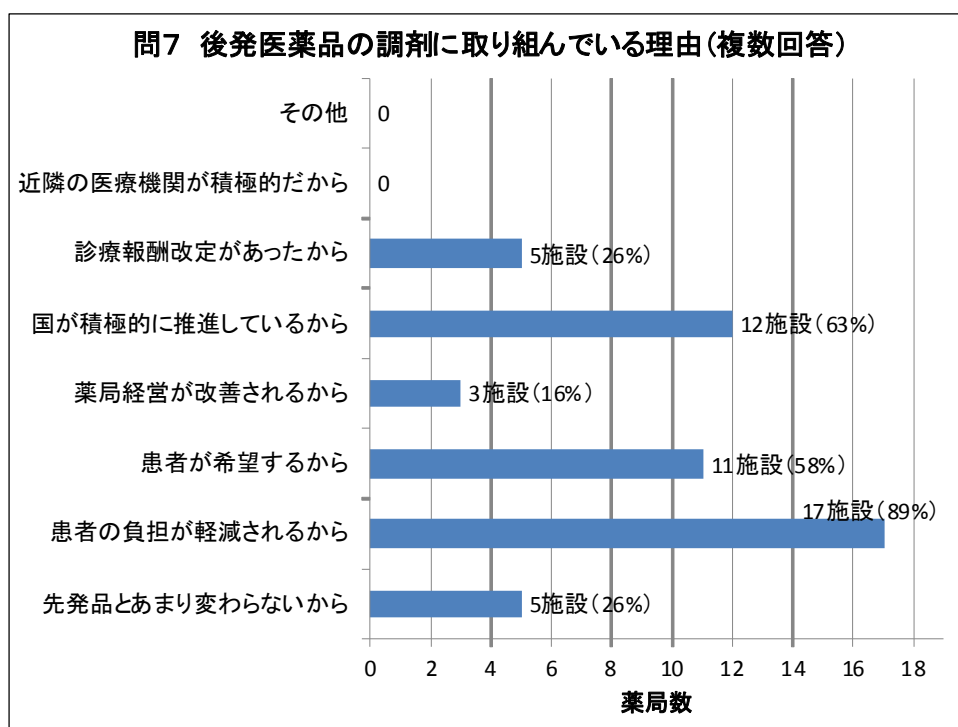
(n=20)

○積極的に取り組んでいる薬局と薬効により積極的に取り組んでいる薬局を合わせて17施設(85%)で、あまり積極的に取り組んでいない薬局3施設(15%)を大きく上回った。

問6【後発医薬品の調剤への考え方の推移(H23→H24)】

○積極的に取り組んでいる薬局と薬効により積極的に取り組んでいる薬局は、(H23→H24)で(85%→95%)となり、H23と比べ薬局での取組みが積極的になっている傾向が見られた。

問7 後発医薬品の調剤に（薬効により含む）積極的に取り組んでいると回答した薬局の理由（複数回答）（n = 19）



（平成 24 年度モニター調査）（複数回答）（n = 19）
 ○後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる主な理由としては、患者の負担が軽減されるから（17 施設, 89%）、国が積極的に推進しているから（12 施設, 63%）患者が希望するから（11 施設, 58%）があげられた。

（平成 23 年度モニター調査）（複数回答）（n = 17）
 ○後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる主な理由としては、患者の負担が軽減されるから（17 施設, 100%）、患者が希望するから（10 施設, 59%）、診療報酬改定（段階的数量加算）があったから（7 施設, 41%）があげられた。

問7 【後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由の推移（H23→H24）】
 ○H23, H24 とともに、患者の負担が軽減されるから、患者が希望するからが主な理由で同様の傾向であったが、H24 では国が積極的に推進しているからを理由とする薬局の増加が見られた。

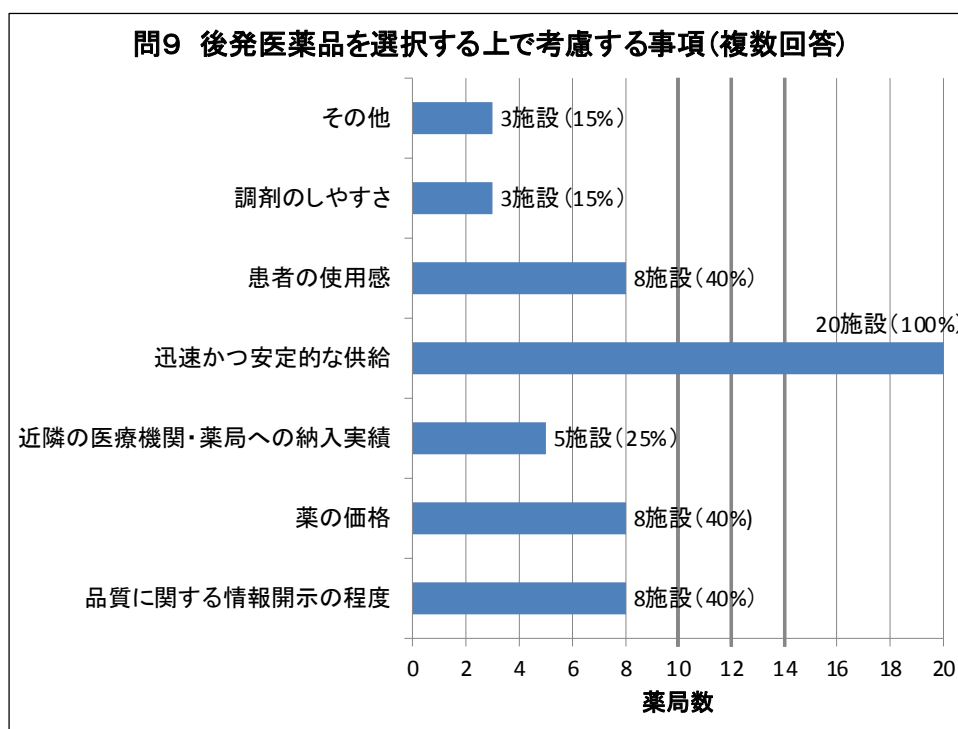
問 8 後発医薬品の調剤にあまり取組んでいないと回答した薬局の理由

(平成 24 年度モニター調査)	(複数回答) (n = 1)
○後発医薬品の調剤にあまり積極的に取組んでいない薬局は 1 施設であったが、その理由としては、後発医薬品の品質に疑問や不安がある、後発医薬品の効果に疑問や不安があるがあげられた。	

(平成 23 年度モニター調査)	(複数回答) (n = 3)
○後発医薬品の調剤にあまり積極的に取組んでいない薬局は 3 施設であったが、その理由としては、近隣の医療機関が消極的 (1 施設)、薬局にとって便益がない (1 施設)、安定供給が不備 (1 施設)、情報提供が不備 (2 施設)、品質・効果・副作用に疑問や不安がある (各 1 施設) があげられた。	

問 8 【後発医薬品の調剤にあまり積極的でない理由の推移 (H23→H24)】	
○あまり積極的でない薬局の理由としては、H23 と比較し、品質面に関する理由に集約される傾向が見られた。	

問9 後発医薬品を採用する際、選択上考慮する事項（複数回答）（n = 20）



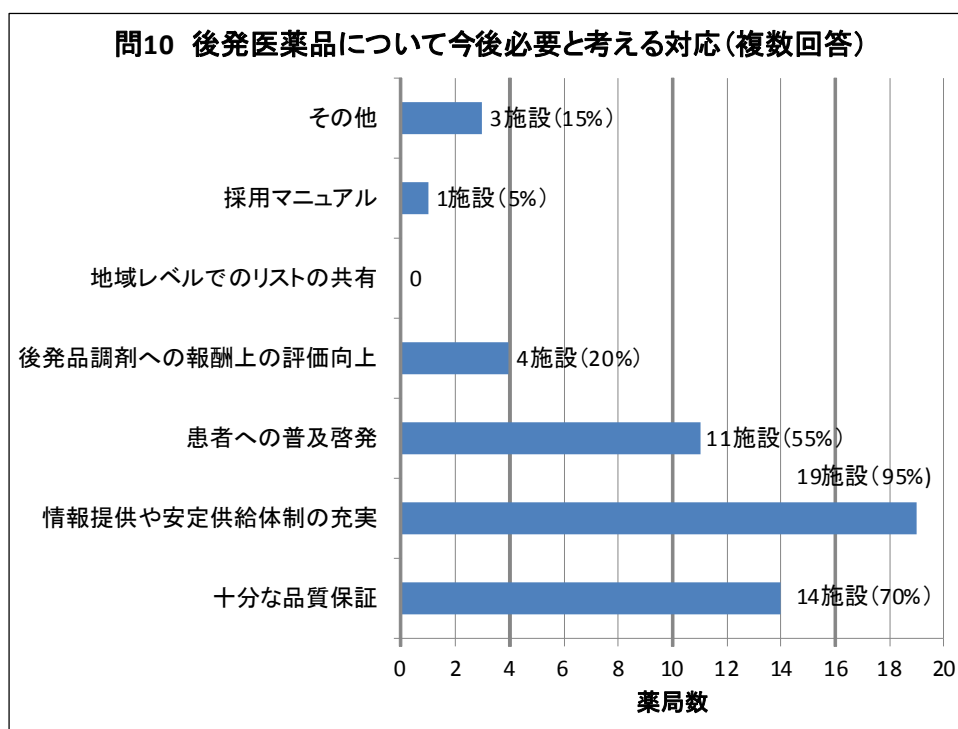
（その他：情報提供がしっかりしている、本社で指定しているものを選ぶ）

（平成 24 年度モニター調査）	（複数回答）（n = 20）
○後発医薬品の選択上考慮する事項としては、①迅速かつ安定的な供給（20 施設、100%）、②患者の使用感、品質に関する情報開示の程度、薬の価格（各 8 施設、40%）等があげられた。	

（平成 23 年度モニター調査）	（複数回答）（n = 20）
○後発医薬品の選択上考慮する事項としては、①迅速かつ安定的な供給（17 施設、85%）、②品質に関する情報開示の程度（13 施設、65%）、③患者の使用感（8 施設、40%）、④薬の価格（7 施設、35%）等があげられた。	

問9 【後発医薬品の選択上考慮する事項の推移（H23→H24）】
○後発医薬品の選択上考慮する事項としては、H23 と同様の傾向であったが、迅速かつ安定的な供給が全ての薬局で考慮されており、供給面が重要視される傾向が見られた。

問 10 後発医薬品について、今後必要と考える対応（複数回答）（n = 20）



（その他：・後発医薬品の価格を下げる）

（平成 24 年度モニター調査）（複数回答）（n = 20）
 ○後発医薬品について今後必要と考える対応としては、①情報提供や安定供給体制の充実（19 施設、95%）、②十分な品質保証（14 施設、70%）、③患者への普及啓発（11 施設、55%）とする薬局が多かった。

（平成 23 年度モニター調査）（複数回答）（n = 20）
 ○後発医薬品について今後必要と考える対応としては、①十分な品質保証（16 施設、80%）、②情報提供や安定供給体制の充実（14 施設、70%）、③患者への普及啓発（12 施設、60%）とする薬局が多かった。

問 10【後発医薬品について今後必要と考える対応の推移（H23→H24）】
 ○後発医薬品について今後必要と考える対応としては、H23 と同様の傾向であったが、情報提供や安定供給体制の充実とする薬局が 95%であり、メーカー側の体制整備を重要視する傾向が見られた。

問 11 主な自由意見（薬局）

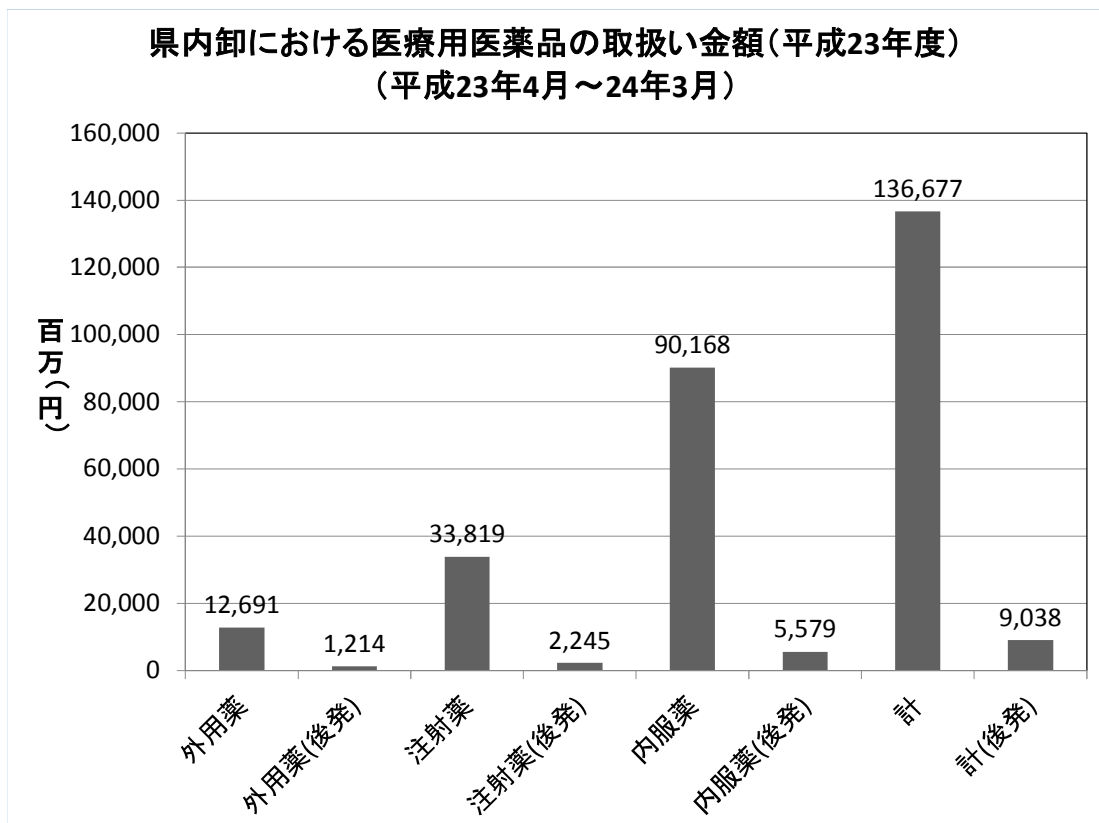
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ヒートから薬が取り出しにくいものがある。・後発医薬品の安定供給が必要である。・後発医薬品に変更したことで、効果の差、体調変化を訴える患者がいる。・外用薬等の使用感やフレーバー等の違いで先発医薬品に変更した患者がいる。 |
| <ul style="list-style-type: none">・同成分の後発医薬品が多すぎるため、減らして欲しい。（4件）・先発医薬品名と後発医薬品名がかけ離れているため、統一して欲しい。（2件） |
| <ul style="list-style-type: none">・先発医薬品と後発医薬品の薬価差をもっと大きくした方がよい。（2件）・先発医薬品を希望する患者の負担が増える制度にした方がよい。・後発医薬品の使用割合の計算から、後発医薬品が存在しない医薬品を除いたほうがよい。・処方せん自体を後発医薬品の変更が自由にできるようにして欲しい。 |
| <ul style="list-style-type: none">・医師の後発医薬品に対する不安を解消する等、医師に対する普及啓発が必要である。（3件）・患者の後発医薬品に対する認識が「安い」、「特許が切れた」といった断片的であるため、よりわかりやすい普及啓発が必要である。 |

2. 【医薬品卸売販売業者調査結果（県内医薬品卸5社）】

1. 【後発医薬品の取扱い金額について】

①平成23年度

(問1) 医療用医薬品取扱い金額(平成23年4月1日～平成24年3月31日の1年間)
(n=5)



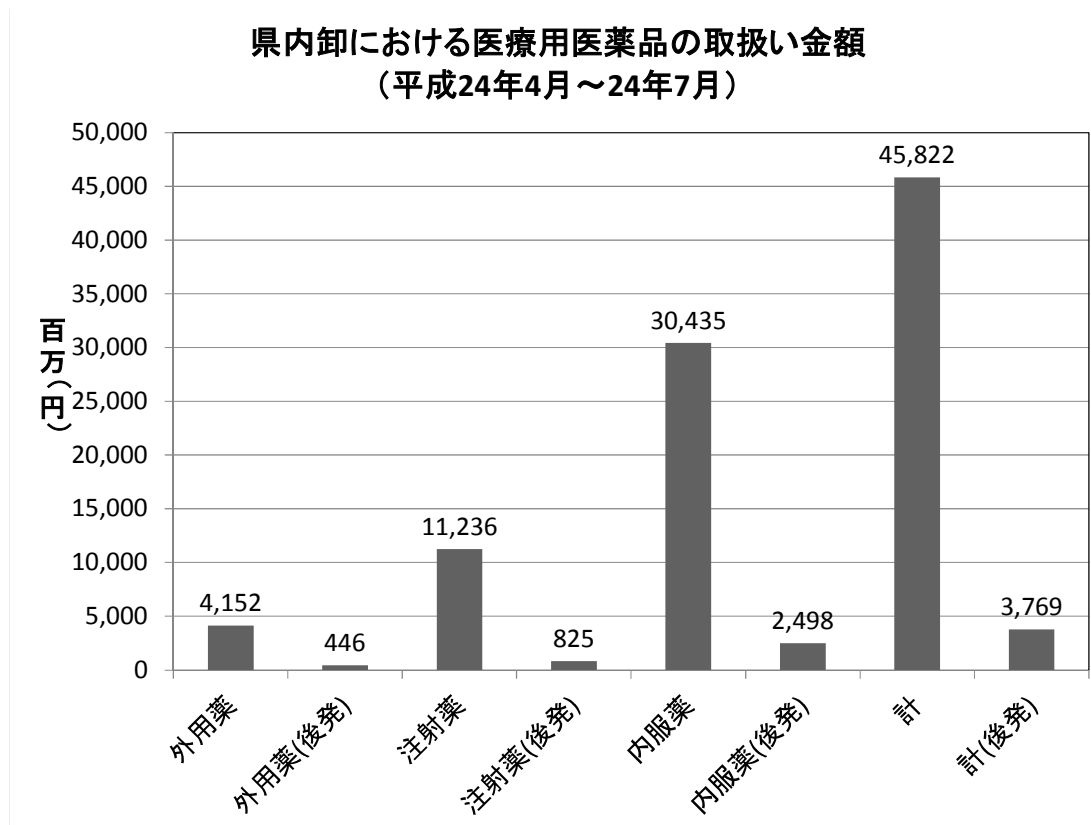
県内卸5社の平成23年度の医療用医薬品の取扱い金額は、総額約1366億7692万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約90億3805万円であり、全体の6.6%であった。

また、医薬品の種類別での、後発医薬品の取扱い金額の詳細は、次表のとおりである。
〔平成23年度〕(1年間)

種類		取扱い金額	後発医薬品の割合(種類ごと)
外用薬	計	126億9074万8690円	
	うち後発医薬品	12億1441万7303円	9.6%
注射薬	計	338億1853万8656円	
	うち後発医薬品	22億4464万1959円	6.6%
内服薬	計	901億6763万4331円	
	うち後発医薬品	55億7899万4214円	6.2%
医療用医薬品全体	合計	1366億7692万1677円	
	後発医薬品合計	90億3805万3476円	6.6%

②平成24年（4月～7月）

（問2）医療用医薬品取扱い金額（平成24年4月1日～平成24年7月31日の4ヶ月間）
（n=5）



県内卸5社の平成24年4月1日～7月31日（4ヶ月間）の医療用医薬品の取扱い金額は、総額約458億2229万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約37億6935万円で全体の**8.2%**であった。

また、医薬品の種類別での、後発医薬品の取扱い金額の詳細は、次表のとおりである。

〔平成24年〕（4ヶ月間）

種 類		取扱い金額	後発医薬品の割合（種類ごと）
外 用 薬	計	41億 5165万 9448円	
	うち後発医薬品	4億 4622万 1544円	10.7%
注 射 薬	計	112億 3598万 8634円	
	うち後発医薬品	8億 2476万 3949円	7.3%
内 服 薬	計	304億 3464万 2423円	
	うち後発医薬品	24億 9836万 6101円	8.2%
医療用医薬品 全体	合 計	458億 2229万 0505円	
	後発医薬品合計	37億 6935万 1594円	8.2%

③平成22年度

平成22年4月1日～平成23年3月31日（平成23年度実施のアンケートより）

・平成23年度に実施したアンケートでは、県内卸5社の平成22年度の医療用医薬品の取扱い金額は、総額約1303億3195万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約87億829万円で全体の6.7%であった。

また、医薬品の種類別の、後発医薬品の取扱い金額の詳細は、次表のとおりである。

〔平成22年度〕（1年間）

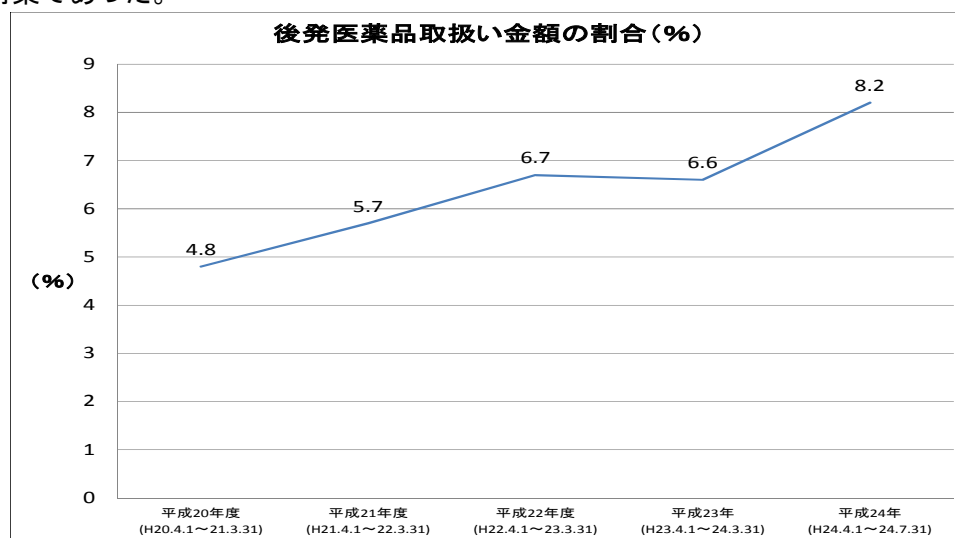
種 類		取扱い金額	後発医薬品の割合（種類ごと）
外用薬	計	124億121万8636円	
	うち後発医薬品	12億1183万2480円	9.8%
注射薬	計	322億5141万1739円	
	うち後発医薬品	21億13万4136円	6.3%
内服薬	計	846億7910万465円	
	うち後発医薬品	53億9632万8085円	6.4%
医療用医薬品全体	合計	1303億3195万4840円	
	後発医薬品合計	87億829万4701円	6.7%

問1、問2

【卸売業者での後発医薬品取扱い金額の推移(H20→H21→H22→H23→H24)】

○平成20年度から平成24年7月末までの推移を見ると、医療用医薬品全体に対する後発医薬品の取扱い金額の割合は、平成20年度4.8%、平成21年度5.7%、平成22年度6.7%、平成23年度6.6%、平成24年度4月～7月末までが8.2%と、増加傾向にある。

また、医薬品の種別（外用薬・注射薬・内服薬）ごとの後発医薬品の取り扱い金額の割合についても、いずれも増加している。なお、増加率の高い順に、内服薬、外用薬、注射薬であった。



⑤(問1)(問2)取扱い金額の推移一覧

医療用医薬品合計

医療用医薬品		取扱い金額	後発医薬品の割合
20年度	医療用医薬品全体	1309億 3269万 2306円	
	うち後発医薬品	63億 1938万 7089円	4.8%
21年度	医療用医薬品全体	1295億 8498万 3851円	
	うち後発医薬品	73億 5735万 8883円	5.7%
22年度	医療用医薬品全体	1303億 3195万 4840円	
	うち後発医薬品	87億 829万 4701円	6.7%
23年度	医療用医薬品全体	1366億 7692万 1677円	
	うち後発医薬品	90億 3805万 3476円	6.6%
24年 (4ヶ月間)	医療用医薬品全体	458億 2229万 0505円	
	うち後発医薬品	37億 6935万 1594円	8.2%

医薬品種類別

〔外用薬〕

外用薬		取扱い金額	後発医薬品の割合
20年度	外用薬全体	213億 4722万 7776円	
	うち後発医薬品	9億 9721万 38円	4.7%
21年度	外用薬全体	123億 5294万 2119円	
	うち後発医薬品	10億 6676万 3004円	8.6%
22年度	外用薬全体	124億 121万 8636円	
	うち後発医薬品	12億 1183万 2480円	9.8%
23年度	外用薬全体	126億 9074万 8690円	
	うち後発医薬品	12億 1441万 7303円	9.6%
24年 (4ヶ月間)	外用薬全体	41億 5165万 9448円	
	うち後発医薬品	4億 4622万 1544円	10.7%

〔注射薬〕

注射薬		取扱い金額	後発医薬品の割合
20年度	注射薬全体	305億 8379万 9137円	
	うち後発医薬品	15億 342万 1014円	4.9%
21年度	注射薬品全体	323億 4188万 5792円	
	うち後発医薬品	19億 7112万 3852円	6.1%
22年度	注射薬品全体	322億 5141万 1739円	
	うち後発医薬品	21億 13万 4136円	6.3%
23年度	注射薬品全体	338億 1853万 8656円	
	うち後発医薬品	22億 4464万 1959円	6.6%
24年 (4ヶ月間)	注射薬全体	112億 3598万 8634円	
	うち後発医薬品	8億 2476万 3949円	7.3%

〔内服薬〕

内服薬		取扱い金額	後発医薬品の割合
20年度	内服薬全体	790億 166万 5393円	
	うち後発医薬品	38億 1875万 6037円	4.8%
21年度	内服薬全体	848億 9015万 5940円	
	うち後発医薬品	43億 1947万 2027円	5.1%
22年度	内服薬全体	846億 7910万 465円	
	うち後発医薬品	53億 9632万 8085円	6.4%
23年度	内服薬全体	901億 6763万 4331円	
	うち後発医薬品	55億 7899万 4214円	6.2%
24年 (4ヶ月間)	内服薬全体	304億 3464万 2423円	
	うち後発医薬品	24億 9836万 6101円	8.2%

2. 【後発医薬品の販売について】

①（問3）後発医薬品を積極的に販売していますか

(平成24年度モニター調査)	(n=5)
・積極的に販売している：2社	
・積極的に販売していない：3社	

(平成23年度モニター調査)	(n=5)
・積極的に販売している：3社	
・積極的に販売していない：2社	

問3【卸売業者での後発医薬品の販売姿勢の推移(H23→H24)】
OH23に比べ、H24は積極的に販売していないが1社増加した。

②（問4）後発医薬品を積極的に販売している理由

(平成24年度モニター調査)	(複数回答)(n=2)
・後発医薬品の品質、安定供給等に問題ないから：1社	
・後発医薬品の情報提供に問題ないから：2社	
・医療機関からの発注が多いから：2社	

(平成23年度モニター調査)	(複数回答)(n=3)
・医療機関からの発注が多いから：1社	
・後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が厚いから：1社	
・その他	
国の方針だから：1社	
医療機関よりのニーズが高くなってきている。国の方針だから：1社	

問4【後発医薬品の販売に積極的に取り組む卸売業者の理由の推移(H23→H24)】
OH24では、H23と比べ、「後発医薬品の品質、安定供給等に問題ないから」、「後発医薬品の情報提供に問題ないから」と、後発医薬品に対する信頼性が向上した内容が増えていた。

③（問5）後発医薬品を積極的に販売していない理由

(平成 24 年度モニター調査)	(複数回答) (n = 3)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品の品質、安定供給等に疑問を感じるから : 1 社 ・ 後発医薬品の情報提供が不十分だから : 3 社 ・ 後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いから : 2 社 ・ 先発医薬品メーカーとの取引関係があるから : 3 社 	

(平成 23 年度モニター調査)	(複数回答) (n = 2)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の発注があまりないから : 1 社 ・ 後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いから : 1 社 ・ 先発医薬品メーカーとの取引関係があるから : 2 社 	

問5【後発医薬品の販売に積極的でない理由の推移(H23→H24)】
<p>OH23 に比べ、H24 では、「医療機関の発注があまりないから」と言った理由が無くなり、医療機関での需要が増加していることが伺えた。</p> <p>しかし、その一方で、「後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いから」、「先発医薬品メーカーとの取引関係があるから」といった経営的な理由や、「後発医薬品の品質、安定供給等に疑問を感じるから」、「後発医薬品の情報提供が不十分だから」と言った品質面からの理由が増加している。</p>

④（問6） 自由意見

(平成 24 年度モニター調査)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品の安定供給、製品信用性に疑問を持つ得意先が多い。 : 1 社 ・ 上市品目数（1 剤に対して数十社から発売になる）が多すぎて採用選定に困る。 : 1 社 ・ 今年の 3 月頃より、改訂の一般名処方及び薬局の加算の変更等により大幅に後発医薬品の注文が増加した。 : 2 社 ・ 卸の在庫アイテム数が急増し、管理の負担が増加している。 : 1 社 ・ 安定供給、リスク管理の面で不安がある。 : 1 社

Ⅲ まとめ

1. 【薬局】

問1-1【後発医薬品への変更調剤の推移(H21→H22→H23→H24)】

○変更可能な処方せんのうち1品目でも後発医薬品に変更した割合は、(H21→H22→H23→H24)で(11.4%→30.8%→22.6%→32.7%)となっており、後発医薬品への変更調剤が増加している傾向が見られた。

○すべての品目が「変更不可」とされていない処方せんの割合は、(H22→H23→H24)で(69.6%→72.7%→79.0%)となっており、医療機関においても後発医薬品への変更を可とする傾向が増加している傾向が見られた。

問1-2【後発医薬品の調剤割合(数量ベース)の推移(H23→H24)】

○H24もH23と同様に20%以上～30%未満の施設が全体の45%を占めていたが、H24では30%以上の施設が3施設増加した。

調剤割合10%未満の施設を見ると、H23の1施設に対し、H24が0施設であり、後発医薬品の調剤割合の底上げ傾向が見られた。

また、全体の調剤割合(数量ベース)は24.8%であり、H23の23.0%より増加していた。

問2【後発医薬品変更に係る患者説明の割合の推移(H23→H24)】

○患者説明の割合は、50%以上の患者に説明した薬局は、H23は40%であったのに対し、H24は45%とやや増加した。しかし、10%未満の施設が2施設増加しており、薬局間で対応が異なる傾向が見られた。

問3【後発医薬品への変更を希望しなかった患者割合の推移(H23→H24)】

○後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合は、H23に比べ50%未満が2施設増加し、90%以上が2施設減少しており、減少している傾向が見られた。

問4【患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由の推移(H23→H24)】

○患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由については、H23と同様に、思ったほど自己負担が下がらないことや後発医薬品に対する不安が多い傾向が見られた。

問5【後発医薬品の備蓄状況の推移(H23→H24)】

○全備蓄医薬品に対する後発医薬品の備蓄割合は(H23→H24)で(15.2%→17.8%)であり、増加が見られた。

問6【後発医薬品の調剤への考え方の推移(H23→H24)】

○積極的に取組んでいる薬局と薬効により積極的に取組んでいる薬局は、(H23→H24)で(85%→95%)となり、H23と比べ薬局での取組みが積極的になっている傾向が見られた。

問 7 【後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由の推移 (H23→H24)】
○H23, H24 とともに、患者の負担が軽減されるから、患者が希望するからが主な理由で同様の傾向であったが、H24 では国が積極的に推進しているからを理由とする薬局の増加が見られた。

問 8 【後発医薬品の調剤にあまり積極的でない理由の推移 (H23→H24)】
○あまり積極的でない薬局の理由としては、H23 と比較し、品質面に関する理由に集約される傾向が見られた。

問 9 【後発医薬品の選択上考慮する事項の推移 (H23→H24)】
○後発医薬品の選択上考慮する事項としては、H23 と同様の傾向であったが、迅速かつ安定的な供給が全ての薬局で考慮されており、供給面が重要視される傾向が見られた。

問 10 【後発医薬品について今後必要と考える対応の推移 (H23→H24)】
○後発医薬品について今後必要と考える対応としては、H23 と同様の傾向であったが、情報提供や安定供給体制の充実とする薬局が 95%であり、メーカー側の体制整備を重要視する傾向が見られた。

2. 【医薬品卸売販売業者】

問 1、問 2
【卸売業者での後発医薬品取扱い金額の推移 (H20→H21→H22→H23→H24)】
○平成 20 年度から平成 24 年 7 月末までの推移を見ると、医療用医薬品全体に対する後発医薬品の取扱い金額の割合は、平成 20 年度 4.8%、平成 21 年度 5.7%、平成 22 年度 6.7%、平成 23 年度 6.6%、平成 24 年度 4 月～7 月末までが 8.2%と、増加傾向にある。
また、医薬品の種別（外用薬・注射薬・内服薬）ごとの後発医薬品の取り扱い金額の割合についても、いずれも増加している。なお、増加率の高い順に、内服薬、外用薬、注射薬であった。

問 3 【卸売業者での後発医薬品の販売姿勢の推移 (H23→H24)】
○H23 に比べ、H24 は積極的に販売していないが 1 社増加した。

問 4 【後発医薬品の販売に積極的に取り組む卸売業者の理由の推移 (H23→H24)】
○H24 では、H23 と比べ、「後発医薬品の品質、安定供給等に問題ないから」、「後発医薬品の情報提供に問題ないから」と、後発医薬品に対する信頼性が向上した内容が増えていた。

問5【後発医薬品の販売に積極的でない理由の推移(H23→H24)】

○H23に比べ、H24では、「医療機関の発注があまりないから」と言った理由が無くなり、医療機関での需要が増加していることが伺えた。

しかし、その一方で、「後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いから」、「先発医薬品メーカーとの取引関係があるから」といった経営的な理由や、「後発医薬品の品質、安定供給等に疑問を感じるから」、「後発医薬品の情報提供が不十分だから」といった品質面からの理由が増加している。

3.【傾向・課題】

〔傾向〕

○薬局では、後発医薬品の調剤割合（数量ベース）や、積極的に後発医薬品調剤に取組む薬局の割合の増加などから、後発医薬品調剤が進んできている傾向が見られた。

○医薬品卸売販売業者では、H22と比較しH23では全体の販売金額に占める後発医薬品の販売金額の割合は横ばいであったものの、H24（4月～7月）では、増加傾向が見られた。

〔課題〕

○後発医薬品に係る課題については、H23、H24 モニター調査ともにほぼ同様であり、品質保証、情報提供及び安定供給が十分かつ適切に行われること並びに患者への普及啓発に集約できると考えられるが、特に後発医薬品が普及してきたことに伴い、メーカーからの安定供給が重要となっている。

○H23と同様に、同一成分の後発医薬品が多種販売されている事が、調剤過誤や後発医薬品の過剰在庫（同一成分多種類在庫）の要因となっており、後発医薬品の調剤を進めていく上で障害となっているという意見が薬局の中に多くみられた。
このことについては、広域病院等採用リストを活用し医療機関と薬局の連携を深める他、薬局間での連携を深めていくことも重要である。

平成 24 年度後発医薬品モニター薬局 調査票

モニター薬局名 _____

問 1 及び問 5 については、回答欄に数字を御記入ください。

問 2～問 4 及び問 6～問 10 については、あてはまる番号を○で囲んでください。

問 1 平成 24 年 7 月 23 日（月）～7 月 28 日（土）の処方せん取扱い及び調剤の状況についてお伺いします。

①すべての取扱い処方せん（①＝②＋⑥）	枚										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">②：①のうち後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に 1 品目でも記載（「レ」又は「×」）がない処方せん</td> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③：②のうち、処方せんに記載された全ての先発医薬品について後発医薬品がない等、後発医薬品に変更できなかった処方せん</td> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④：②のうち、後発医薬品への変更が可能な処方せん（④＝②－③）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤：④のうち、1 品目でも後発医薬品に変更した処方せん</td> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑥：①のうち、<u>全品目に後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に記載（「レ」又は「×」）がある処方せん</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">枚</td> </tr> </table>	②：①のうち後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に 1 品目でも記載（「レ」又は「×」）がない処方せん	枚	③：②のうち、処方せんに記載された全ての先発医薬品について後発医薬品がない等、後発医薬品に変更できなかった処方せん	枚	④：②のうち、後発医薬品への変更が可能な処方せん（④＝②－③）	枚	⑤：④のうち、1 品目でも後発医薬品に変更した処方せん	枚	⑥：①のうち、 <u>全品目に後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に記載（「レ」又は「×」）がある処方せん</u>	枚	
②：①のうち後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に 1 品目でも記載（「レ」又は「×」）がない処方せん	枚										
③：②のうち、処方せんに記載された全ての先発医薬品について後発医薬品がない等、後発医薬品に変更できなかった処方せん	枚										
④：②のうち、後発医薬品への変更が可能な処方せん（④＝②－③）	枚										
⑤：④のうち、1 品目でも後発医薬品に変更した処方せん	枚										
⑥：①のうち、 <u>全品目に後発医薬品（ジェネリック医薬品）への「変更不可」欄に記載（「レ」又は「×」）がある処方せん</u>	枚										

上記の期間に調剤したすべての医薬品の数量（薬価基準の規格単位ベース）のうち、 後発医薬品の割合	%						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">割合 の 根拠</td> <td style="padding: 5px;">分子：上記の期間内に調剤した後発医薬品の数量 (単位は記載可能な場合は御記入ください)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">分母：上記の期間内に調剤した全医薬品の数量 (単位は記載可能な場合は御記入ください)</td> <td></td> </tr> </table>	割合 の 根拠	分子：上記の期間内に調剤した 後発医薬品の数量 (単位は記載可能な場合は御記入ください)			分母：上記の期間内に調剤した 全医薬品の数量 (単位は記載可能な場合は御記入ください)		
割合 の 根拠	分子：上記の期間内に調剤した 後発医薬品の数量 (単位は記載可能な場合は御記入ください)						
	分母：上記の期間内に調剤した 全医薬品の数量 (単位は記載可能な場合は御記入ください)						

問2 後発医薬品へ変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての説明を行った患者の割合はどの程度ですか。

次の中から1つ選んでください。

- 1 10%未満
- 2 10%以上～30%未満
- 3 30%以上～50%未満
- 4 50%以上～70%未満
- 5 70%以上～90%未満
- 6 90%以上

問3 後発医薬品の説明を行った患者のうち、後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合はどの程度ですか。

次の中から1つ選んでください。

- 1 10%未満
- 2 10%以上～30%未満
- 3 30%以上～50%未満
- 4 50%以上～70%未満
- 5 70%以上～90%未満
- 6 90%以上

問4 後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由は何ですか。

次の中から2つまで選んでください。

- 1 思ったほど患者自己負担額が下がらないため
- 2 公費負担の患者であり、経済的なインセンティブ（誘因）がないため
- 3 過去に後発医薬品を使用したがあわなかったため
- 4 後発医薬品に対する不安があるため
- 5 その他

[

]

問5 備蓄している医薬品はどれくらいですか。

約（ ）品目

うち、後発医薬品はどれくらいですか。

約（ ）品目

問6 後発医薬品の調剤についてどのようにお考えですか。

次の中から1つ選んでください。

- 1 積極的に取り組んでいる
- 2 薬効によっては積極的に取り組んでいる
- 3 あまり積極的に取り組んでいない

問7 問6で1又は2と答えた方への質問です。

後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる理由は何ですか。

次の中から3つまで選んでください。

- 1 先発医薬品とあまり変わらないから
- 2 患者の負担が軽減されるから
- 3 患者が後発医薬品を希望するから
- 4 薬局経営が改善されるから
- 5 国が積極的に推進しているから
- 6 診療報酬改定において、後発医薬品の調剤数量評価の見直しがあったから
- 7 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に積極的であるから
- 8 その他

問8 問6で3と答えた方への質問です。

積極的に取り組んでいない理由は何ですか。

次の中から3つまで選んでください。

- 1 後発医薬品の品質に疑問があるため
- 2 後発医薬品の効果に疑問があるため
- 3 後発医薬品の副作用に不安があるため
- 4 後発医薬品の安定供給体制が不備であるため
- 5 後発医薬品の情報提供が不備であるため
- 6 後発医薬品に関する患者への普及啓発が不足しているため
- 7 薬局にとって経済的な便益がないため
- 8 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的なため
- 9 その他

問9 貴薬局で採用する後発医薬品を選択する上で考慮する事項は何ですか。

次の中から3つまで選んでください。

- 1 後発医薬品メーカーによる品質に関する情報開示の程度
- 2 薬の価格
- 3 近隣の保険医療機関・保険薬局への納入実績の程度
- 4 迅速かつ安定的な製造販売業者や卸業者からの供給
- 5 患者の使用感 (例. 味がよい、臭いが気にならない、貼付感がよい)
- 6 調剤のしやすさ (例. 容易に半割できる、一包化調剤がしやすい)
- 7 その他

問10 後発医薬品について、今後、どのような対応が必要とお考えですか。

次の中から3つまで選んでください。

- 1 後発医薬品の品質保証が十分であること
- 2 後発医薬品メーカーによる情報提供や安定供給体制を充実させること
- 3 患者に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと
- 4 後発医薬品を調剤する際の報酬上の評価を高くすること
- 5 地域レベルで使用されている後発医薬品リストを医療関係者間で共有すること
- 6 後発医薬品採用マニュアル等により、後発医薬品の選択が容易にできること
- 7 その他

問11 後発医薬品の使用上の課題等について、自由な意見をお聞かせください。

御協力ありがとうございました。

恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて8月31日(金)までに、御返送ください。

なお、薬局名・開設者名・回答内容は部外秘とし、個別のデータを公表することはありませんので、念のため申し添えます。

平成 24 年度後発医薬品モニタ一薬局等調査 調査票

医薬品卸売販売業者

会社名 _____

(御担当者氏名) _____

問 1 及び問 2 については、回答欄に数字を御記入ください。
問 3～問 5 については、あてはまる番号を○で囲んでください。

問 1 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の医療用医薬品の取扱い数量について
お伺いします。

医薬品の取扱い状況（栃木県内の医療機関、薬局への納入状況）
金額（薬価）ベース

外用薬 (うち後発医薬品)	(円 円)
注射薬 (うち後発医薬品)	(円 円)
内服薬 (うち後発医薬品)	(円 円)
計 (うち後発医薬品)	(円 円)

問 2 平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日の医療用医薬品の取扱い数量について
お伺いします。

医薬品の取扱い状況（栃木県内の医療機関、薬局への納入状況）
金額（薬価）ベース

外用薬 (うち後発医薬品)	(円 円)
注射薬 (うち後発医薬品)	(円 円)
内服薬 (うち後発医薬品)	(円 円)
計 (うち後発医薬品)	(円 円)

問3 後発医薬品を積極的に販売していますか。

次の中から1つ選んでください。

- 1 積極的に販売している (⇒問4の後、問6へ)
- 2 積極的に販売していない (⇒問5の後、問6へ)

問4 問3で1と答えた方への質問です。

積極的に販売している理由は何ですか。

次の中からいくつでも選んでください。

- 1 後発医薬品の品質、安定供給等に問題ないから
- 2 後発医薬品の情報提供に問題ないから
- 3 医療機関からの発注が多いから
- 4 後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が厚いから
- 5 その他

問5 問3で2と答えた方への質問です。

積極的に販売していない理由は何ですか。

次の中からいくつでも選んでください。

- 1 後発医薬品の品質、安定供給等に疑問を感じるから
- 2 後発医薬品の情報提供が不十分だから
- 3 医療機関からの発注が少ないから
- 4 後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いから
- 5 先発医薬品メーカーとの取引関係があるから
- 6 その他

問6 先発医薬品・後発医薬品それぞれに係る課題等、自由な御意見をお聞かせください。

[]

御協力、ありがとうございました。

恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて8月31日(金)までに御返送ください。

なお、会社名・回答内容は部外秘として取扱い、個別のデータを公表することはありませんので、念のため申し添えます。

V 委員

平成 24 年度栃木県後発医薬品安心使用促進協議会委員名簿

◎新沢 敏章 (一社)栃木県医師会 常任理事

沼尾 利郎 栃木県病院協会 理事

中津 道昭 (社)栃木県歯科医師会 副会長

○渡辺 建太郎 (一社)栃木県薬剤師会 専務理事

越川 千秋 (一社)栃木県病院薬剤師会 会長

遠藤 正幸 栃木県医薬品卸協会 会長

富永 英夫 栃木県薬事工業会 副会長

三倉 美保 日本ジェネリック製薬協会 常任理事会社

玉山 厚子 栃木県市町村消費者団体連絡協議会 事務局長

武田 弘志 国際医療福祉大学薬学部 学部長

高津戸忠一 栃木県保険者協議会 会長

名越 究 栃木県保健福祉部 保健医療監

(敬称略) ◎ : 会長, ○ : 会長代行